

広島県議会個人情報保護条例（令和五年広島県条例第十七号）第十七条第二項第三号及び第五十七条第二項の規定により、個人情報取扱事務の登録を要しない事務及び県民の利用に供することを目的とする保有個人情報を管理している施設を次のように定める。

令和五年三月三十日

広島県議会議長 中 本 隆 志

一 個人情報取扱事務の登録を要しない事務

一 一般に入手や閲覧ができる刊行物等に含まれる個人情報を取り扱う事務

二 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

三 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関するものを取り扱う事務

二 県民の利用に供することを目的とする保有個人情報を管理している施設
議会情報コーナー